

非課税の対象となる償却資産の例（一部抜粋）

非課税対象資産	根拠規定（地方税法）		添付資料
	条	項号	
・保護施設の用に供する固定資産	地方税法第三四八条	第2項 第10号	定款、法人登記簿謄本、認可証 又は指定書の写し等
・小規模保育事業の用に供する固定資産		第2項 第10号の2	（施設例） 救護施設
・児童福祉施設の用に供する固定資産		第2項 第10号の3	授産施設
・認定こども園の用に供する固定資産		第2項 第10号の4	小規模保育 保育所
・老人福祉施設の用に供する固定資産		第2項 第10号の5	児童養護施設 児童発達支援センター
・障害者支援施設の用に供する固定資産		第2項 第10号の6	認定こども園 養護老人ホーム
・社会福祉事業の用に供する固定資産		第2項 第10号の7	特別養護老人ホーム 福祉ホーム
・更生保護事業の用に供する固定資産		第2項 第10号の8	身体障害者福祉センター 老人デイサービス
・包括的支援事業の用に供する固定資産		第2項 第10号の9	生計困難者のために、無料又は低 額な料金で診療を行う事業
・事業所内保育事業（利用定員が6名以上） の用に供する固定資産		第2項 第10号の10	放課後児童健全育成事業 地域子育て支援拠点事業 事業所内保育事業等

※適用する非課税規定に応じて事業主体、事業内容が限定されていますので、所有資産のすべてが非課税となるわけではありません。

11 電子申告（インターネット上からの申告）について

固定資産税（償却資産）の申告は、簡単・便利な電子申告をぜひご利用ください。

メリット

- 自宅やオフィスからインターネットを利用して申告書の提出ができます。
- 複数の地方公共団体への申告をまとめて一度に送信できます。
- 申告書等作成時に、取得価額等の計算をサポートする機能があります。
- 無料の eLTAX 対応ソフト（PCdesk）が提供されています。

eLTAXの利用に関するお問い合わせ先

- eLTAXホームページにアクセスし、「お問い合わせフォーム」にお問い合わせ内容を入力の上、送信してください。 <https://www.eltax.lta.go.jp>

- 電話でのお問い合わせ（ヘルプデスク）：**0570-081459**
上記でつながらない場合：**03-5521-0019**

※受付時間 9:00～17:00（土日祝、年末年始を除く。）



エルタックス

検索